

政令 第三百五十号

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七十条中「一人」を「二人」に改める。

第七十六条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第七十七条中「参事官は」の下に「、命を受けて」を加え、「つかさどる」を「分掌する」に改め、第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 原子力損害の賠償に関すること。

附則に次の一項を加える。

（研究開発局参事官の設置期間の特例）

7 第七十条の参事官のうち一人は、平成二十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令の一部改正）

2 原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令（昭和五十四年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「文部科学省研究開発局原子力課」を「文部科学省研究開発局参事官」に改める。